



『しがぎん』

# ひこね移住促進 住宅ローン



彦根市と連携し、彦根市への移住・定住を希望される方専用の住宅ローンをご用意しました。  
ご利用の条件：彦根市が発行する「移住計画確認通知書」を交付された方に限ります。  
彦根市が発行する所定の書類を申し込み時にご提示ください。

**ご注意事項**

勤続年数が一年未満であってもご利用いただけますが、  
当行所定の審査があるため、ご希望に添えない場合がございます。

※詳しくは窓口にお問い合わせください。

※その他の取扱は『しがぎん』スーパー住宅ローンに準じます。



彦根市



滋賀銀行

# 「ひこね移住促進住宅ローン」(『しがぎん』スーパー住宅ローン)の商品内容

<p><b>ご利用いただける方</b></p>	<p>1. 保証会社(※)の保証が得られる方で、お借入時の年齢が満20歳以上65歳未満かつ最終返済時の年齢が満81歳の誕生日の前日までの方。 2. 勤続年数が原則として1年以上の方、自営業者の方等は営業年数が3年以上で安定した収入のある方。ただし、勤続年数が一年未満であっても個別に対応させていただきます。 3. 原則として当行に給与振込をされている方。 4. 団体信用生命保険にご加入可能な方。  ※滋賀保証サービス㈱の保証をご利用いただけます。</p>																						
<p><b>お使いみち</b></p>	<p>ご本人または、ご本人と生活を共にするご家族がお住まいになる住宅資金(増改築含む)にご利用いただけます。 彦根市が発行する「移住計画確認通知書」を交付された方の住宅の 1. 新築、増改築資金 2. 住宅の購入資金(土地付きを含みます)、マンションの購入資金(中古物件でも結構です) 3. 住宅を新築し、居住するための土地の購入(原則として1年以内に建築可能なものに限ります)。ただし、次のような物件は、ご融資の対象になりません。 ●店舗、事務所などの併用住宅で、居住部分が1/2未満のもの。 ●市街化調整区域内にあり、建築許可の得られないもの。 ●すでに所有権以外の権利が設定されており、融資実行までに抹消できないもの。 ●農地で転用許可が得られないもの。 ●現行の建築基準法上建築確認が必要となる増改築をともなう場合で、建築確認済証もしくは建築確認検査済証が発行されないもの。</p>																						
<p><b>融資金額</b></p>	<p>1億円以内(100万円以上10万円単位)で、新規については他の住宅資金と合算して売買価格(税込)の100%+諸費用分</p>																						
<p><b>融資期間</b></p>	<p>原則35年以内(1年単位)</p>																						
<p><b>融資利率</b> ※融資利率につきましては窓口までお問い合わせください。</p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>変動金利型</b></p> <p>滋賀銀行所定の住宅ローン基準金利(変動金利型)</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>固定金利選択型</b></p> <p>滋賀銀行所定の住宅ローン基準金利(固定金利選択型) ※固定金利選択型の場合、金利固定期間により利率が異なります。</p> </td> </tr> </table> <p><b>【金利適用条件】</b> 次の項目をすべて満たされるお客様を対象とさせていただきます。 ●当行の住宅ローン返済口座に給与振込をご指定いただける方 ●STIO(エスティオ)または『しがぎん』JCBカードをお持ちの方 ●当行の住宅ローン返済口座に公共料金の自動支払を2項目以上セットいただける方</p> <p><b>【金利プラン内容】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>※変動金利型</td> <td>年</td> <td>0.775%</td> <td>(借入期間中の引下げ幅 変動金利型 -1.9% 固定金利選択型 -1.7%)</td> </tr> <tr> <td>※固定金利選択型</td> <td>3年</td> <td>年 0.350%</td> <td>(当初期間終了後の引下げ幅 変動金利型 -1.9% 固定金利選択型 -1.7%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年</td> <td>年 0.800%</td> <td>(当初期間終了後の引下げ幅 変動金利型・固定金利選択型とも -1.7%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年</td> <td>年 0.850%</td> <td>(当初期間終了後の引下げ幅 変動金利型・固定金利選択型とも -1.7%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10年</td> <td>年 0.900%</td> <td>(当初期間終了後の引下げ幅 変動金利型・固定金利選択型とも -1.7%)</td> </tr> </table> <p>●表示金利は平成29年3月にお借入いただく場合の金利であり、金利は毎月見直しを行います。また、お申込時ではなく実際にお借入いただく日の金利が適用されます。 ●金利情勢などにより、内容を変更・中止する場合がございます。 ●契約後、住宅ローンの返済を延滞された場合は、それまでの金利条件にかかわらず店頭金利を適用させていただきます。 ●上記は保証料前払型の場合の金利です。金利内包型を選択される場合、上記融資利率に保証料率を加えた金利となります。 ●当初期間・・・固定金利選択型を選ばれた場合の固定金利期間を言います。</p>	<p><b>変動金利型</b></p> <p>滋賀銀行所定の住宅ローン基準金利(変動金利型)</p>	<p><b>固定金利選択型</b></p> <p>滋賀銀行所定の住宅ローン基準金利(固定金利選択型) ※固定金利選択型の場合、金利固定期間により利率が異なります。</p>	※変動金利型	年	0.775%	(借入期間中の引下げ幅 変動金利型 -1.9% 固定金利選択型 -1.7%)	※固定金利選択型	3年	年 0.350%	(当初期間終了後の引下げ幅 変動金利型 -1.9% 固定金利選択型 -1.7%)		5年	年 0.800%	(当初期間終了後の引下げ幅 変動金利型・固定金利選択型とも -1.7%)		7年	年 0.850%	(当初期間終了後の引下げ幅 変動金利型・固定金利選択型とも -1.7%)		10年	年 0.900%	(当初期間終了後の引下げ幅 変動金利型・固定金利選択型とも -1.7%)
<p><b>変動金利型</b></p> <p>滋賀銀行所定の住宅ローン基準金利(変動金利型)</p>	<p><b>固定金利選択型</b></p> <p>滋賀銀行所定の住宅ローン基準金利(固定金利選択型) ※固定金利選択型の場合、金利固定期間により利率が異なります。</p>																						
※変動金利型	年	0.775%	(借入期間中の引下げ幅 変動金利型 -1.9% 固定金利選択型 -1.7%)																				
※固定金利選択型	3年	年 0.350%	(当初期間終了後の引下げ幅 変動金利型 -1.9% 固定金利選択型 -1.7%)																				
	5年	年 0.800%	(当初期間終了後の引下げ幅 変動金利型・固定金利選択型とも -1.7%)																				
	7年	年 0.850%	(当初期間終了後の引下げ幅 変動金利型・固定金利選択型とも -1.7%)																				
	10年	年 0.900%	(当初期間終了後の引下げ幅 変動金利型・固定金利選択型とも -1.7%)																				
<p><b>融資後の利率の見直し</b></p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>◆元利均等返済の場合</p> <p><b>変動金利型</b></p> <p>利率は年2回見直しさせていただきます。(4月1日、10月1日の変動金利型基準金利を基準として6月、12月のご返済日の翌日より新利率を適用させていただきます。増額返済併用の場合は増額返済日の翌日より新利率を適用させていただきます。)</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>固定金利選択型</b></p> <p>固定金利特約期間終了後、その時点での固定金利選択型の適用利率または変動金利型の適用利率のいずれかを選択していただきます。お申出がない場合は、変動金利型とさせていただきます。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>◆元金均等返済の場合</p> <p><b>変動金利型</b></p> <p>利率は年2回見直しさせていただきます。(4月1日、10月1日の変動金利型基準金利を基準として6月、12月のご返済日の翌日より新利率を適用させていただきます。)</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>固定金利選択型</b></p> <p>固定金利特約期間終了後、その時点での固定金利選択型の適用利率または変動金利型の適用利率のいずれかを選択していただきます。お申出がない場合は、変動金利型とさせていただきます。</p> </td> </tr> </table>	<p>◆元利均等返済の場合</p> <p><b>変動金利型</b></p> <p>利率は年2回見直しさせていただきます。(4月1日、10月1日の変動金利型基準金利を基準として6月、12月のご返済日の翌日より新利率を適用させていただきます。増額返済併用の場合は増額返済日の翌日より新利率を適用させていただきます。)</p>	<p><b>固定金利選択型</b></p> <p>固定金利特約期間終了後、その時点での固定金利選択型の適用利率または変動金利型の適用利率のいずれかを選択していただきます。お申出がない場合は、変動金利型とさせていただきます。</p>	<p>◆元金均等返済の場合</p> <p><b>変動金利型</b></p> <p>利率は年2回見直しさせていただきます。(4月1日、10月1日の変動金利型基準金利を基準として6月、12月のご返済日の翌日より新利率を適用させていただきます。)</p>	<p><b>固定金利選択型</b></p> <p>固定金利特約期間終了後、その時点での固定金利選択型の適用利率または変動金利型の適用利率のいずれかを選択していただきます。お申出がない場合は、変動金利型とさせていただきます。</p>																		
<p>◆元利均等返済の場合</p> <p><b>変動金利型</b></p> <p>利率は年2回見直しさせていただきます。(4月1日、10月1日の変動金利型基準金利を基準として6月、12月のご返済日の翌日より新利率を適用させていただきます。増額返済併用の場合は増額返済日の翌日より新利率を適用させていただきます。)</p>	<p><b>固定金利選択型</b></p> <p>固定金利特約期間終了後、その時点での固定金利選択型の適用利率または変動金利型の適用利率のいずれかを選択していただきます。お申出がない場合は、変動金利型とさせていただきます。</p>																						
<p>◆元金均等返済の場合</p> <p><b>変動金利型</b></p> <p>利率は年2回見直しさせていただきます。(4月1日、10月1日の変動金利型基準金利を基準として6月、12月のご返済日の翌日より新利率を適用させていただきます。)</p>	<p><b>固定金利選択型</b></p> <p>固定金利特約期間終了後、その時点での固定金利選択型の適用利率または変動金利型の適用利率のいずれかを選択していただきます。お申出がない場合は、変動金利型とさせていただきます。</p>																						
<p><b>ご返済方法</b> ※具体的な返済額は窓口で試算いたします。</p>	<p>元利均等返済、元金均等返済(ご融資額の50%以内で増額返済の併用もできます)。ご返済日は毎月12日または27日のご都合のよい日をお選びください。</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>◆元利均等返済の場合</p> <p><b>変動金利型</b></p> <p>毎月のご返済額は5年間変わりません。利率が上昇しても新しいご返済額は前のご返済額の125%以内とさせていただきます。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>固定金利選択型</b></p> <p>再度固定金利選択型を選択される場合、または変動金利型に変更される場合には、新たな融資利率・残存元本・残存期間に基づいて新しいご返済額を計算させていただきます。</p> </td> </tr> </table>	<p>◆元利均等返済の場合</p> <p><b>変動金利型</b></p> <p>毎月のご返済額は5年間変わりません。利率が上昇しても新しいご返済額は前のご返済額の125%以内とさせていただきます。</p>	<p><b>固定金利選択型</b></p> <p>再度固定金利選択型を選択される場合、または変動金利型に変更される場合には、新たな融資利率・残存元本・残存期間に基づいて新しいご返済額を計算させていただきます。</p>																				
<p>◆元利均等返済の場合</p> <p><b>変動金利型</b></p> <p>毎月のご返済額は5年間変わりません。利率が上昇しても新しいご返済額は前のご返済額の125%以内とさせていただきます。</p>	<p><b>固定金利選択型</b></p> <p>再度固定金利選択型を選択される場合、または変動金利型に変更される場合には、新たな融資利率・残存元本・残存期間に基づいて新しいご返済額を計算させていただきます。</p>																						
<p><b>担保</b></p>	<p>1. お求めになる住宅とその土地に滋賀保証サービス㈱を抵当権者とする第一順位の抵当権を設定させていただきます。 2. 共有物件については、共有者の持分についても担保として提供させていただきます。 3. 土地をすでに保有されており、住宅建築資金のみをご融資させていただく場合でも、土地建物を共同担保として提供させていただきます。</p>																						
<p><b>保証料</b></p>	<p>一括前払型(例:元利均等返済、借入2,000万円、期間25年の場合345,200円)、金利内包型(例:金利を年0.2%上乘せ)</p>																						
<p><b>保証人</b></p>	<p>原則として不要。ただし、収入合算者があるときや保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要です。</p>																						
<p><b>団体信用生命保険</b></p>	<p>団体信用生命保険に加入していただけます。なお、保険料は滋賀銀行が負担いたします。</p>																						
<p><b>火災保険</b></p>	<p>担保とされる建物には、その時価額以上を保険金額とした火災保険を付保していただけます。※質権の設定は原則行いません。</p>																						
<p><b>事務取扱手数料</b></p>	<p>54,000円(消費税込)なお、お借入後のご返済条件変更等につきましては当行所定の手数料が必要となります。</p>																						

※詳しい説明書を店頭にて用意しています。

(平成29年3月現在)

当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。

【連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】 **0570-017109** または **03-5252-3772**